

目	次	ページ
---	---	-----

○北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
..... (健康安全局) 20

○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定	（農業施設管理課）	20
○農業委員会が行う交換分合計画の認可（２件）	（農業施設管理課）	20
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	（治山課）	21
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防災課）	21
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防災課）	21

○特定調達契約に係る落札者等の公示	22
○特定調達契約に係る入札の公告	23

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年北海道規則第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「当該年度の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第29条の6第1項」を「国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の8第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該年度の同項」に、「当該年度の前々年度の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第2条の2第2項の規定により算定した」を「災害その他の特別の事情を勘案して知事が別に定める」に、「施行令第29条の6第1項」を「同項」に改め、同条第2号中「総所得金額等（施

行令」を「総所得金額等（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。））」に改め、「（施行令附則第6条から第11条までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第3号中「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」の次に「（昭和34年政令第41号）」を加える。

第5条第1項第4号中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

第7条第5号中「第68条の2第1項」を「第70条第1項」に改める。

附則第6項の表第2条第1号アの項を削る。

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の規定は、平成22年度分の北海道国民健康保険調整交付金から適用する。

告 示

北海道告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、浦河町土地改良区が新たに行う土地改良（姉富東地区緊急農地排水対策支援（暗きょ排水））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道日高振興局に備え置いて、平成22年10月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、鹿追町農業委員会が定めた東瓜幕地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成22年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第706号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、上士幌町農業委員会が
定めた上士幌地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成22年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第708号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

えりも本町1-1(2)(その2)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号とを結んだ線によって囲まれた区域（昭和55年北海道告示第2359号で指定した区域を除く。）

郡	町	字	地番	標柱番号
幌泉郡	えりも町	本町	20番1	1
同	同	同	5番	2
同	同	同	同	3
同	同	同	同	4
同	同	同	同	5

同	同	同	同	6
同	同	同	462番	7
同	同	同	463番	8
同	同	同	461番	9
同	同	同	458番	10
同	同	同	456番1	11
同	同	同	同	12
同	同	同	23番1	13
同	同	同	34番1	14
同	同	同	37番1	15

北海道告示第709号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域の箇所番号
釧路春採1丁目2（Ⅰ-9-48-2769）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春採1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域の箇所番号
釧路春採3丁目9（Ⅰ-9-55-2776）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春採3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域の箇所番号
釧路春採3丁目7（Ⅱ-9-17-2111）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域の箇所番号 釧路春採3丁目10（Ⅱ－9－18－2112） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域の箇所番号 釧路春採3丁目8（Ⅰ－9－54－2775） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域の箇所番号 釧路春採3丁目11（Ⅱ－9－19－2113） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域の箇所番号 音別馬主来（Ⅱ－9－39－2133） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市音別町中音別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域の箇所番号 釧路春採2丁目1（Ⅲ－9－10－763） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）										
	道教育庁胆振教育局告示										
	北海道教育庁胆振教育局告示第29号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年10月19日 北海道教育庁胆振教育局長 宮 田 康 宏 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 <table> <tr> <td>(1) A重油その1（胆振西部地域）</td> <td>556,000 ℓ</td> </tr> <tr> <td>(2) A重油その2（胆振東部地域）</td> <td>316,000 ℓ</td> </tr> <tr> <td>(3) A重油その3（むかわ地域）</td> <td>55,000 ℓ</td> </tr> <tr> <td>(4) 灯油その2（胆振東部地域）</td> <td>71,000 ℓ</td> </tr> <tr> <td>(5) 灯油その3（むかわ地域）</td> <td>14,000 ℓ</td> </tr> </table> 2 落札を決定した日 平成22年10月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)、(2)及び(4) ア 氏 名 サンシン油業株式会社 イ 住 所 札幌市西区西町北3丁目3－1 (2) 1の(3)及び(5) ア 氏 名 苫小牧地方石油業協同組合 イ 住 所 苫小牧市元中野町4丁目1－5	(1) A重油その1（胆振西部地域）	556,000 ℓ	(2) A重油その2（胆振東部地域）	316,000 ℓ	(3) A重油その3（むかわ地域）	55,000 ℓ	(4) 灯油その2（胆振東部地域）	71,000 ℓ	(5) 灯油その3（むかわ地域）	14,000 ℓ
(1) A重油その1（胆振西部地域）	556,000 ℓ										
(2) A重油その2（胆振東部地域）	316,000 ℓ										
(3) A重油その3（むかわ地域）	55,000 ℓ										
(4) 灯油その2（胆振東部地域）	71,000 ℓ										
(5) 灯油その3（むかわ地域）	14,000 ℓ										

4 落札金額

- (1) 52円80銭
- (2) 52円37銭
- (3) 55円00銭
- (4) 61円80銭
- (5) 68円00銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成22年8月17日付け北海道教育庁胆振教育局告示第23号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁胆振教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年10月19日

北海道教育庁胆振教育局長 宮 田 康 宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
灯油 73,000ℓ
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成23年4月30日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成22年10月19日（火）から同年11月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4-1 大会議室C（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時 平成22年11月29日（月）午前9時30分（送付による場合は、同月26日（金）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/nyusatsu.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1
電話番号 0143-24-9605

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Kerosene 73,000 liter
B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., November 29, 2010
(If mailed, bids must arrive no later than November 26, 2010)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of
Education, Hokkaido Office of Education, 1-Gou 4-Ban 1-Chome, Kaigan-cho, Muroran
051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605
-